

令和 8 年 7 月 2 3 日

令和 8 年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画

「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づき、独立行政法人家畜改良センターは、事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、令和 8 年度独立行政法人家畜改良センター調達等合理化計画を以下のとおり定める。

1. 調達の現状と要因の分析

（1）家畜改良センターにおける令和 7 年度の契約状況は、表 1 のようになっており、契約件数は 208 件、契約金額は 18.89 億円である。また、競争性のある契約は 198 件（95.2%）、18.34 億円（97.1%）、競争性のない契約は 10 件（4.8%）、0.55 億円（2.9%）となっている。

令和 6 年度と比較すると全体の調達件数及び調達金額は減少しているが、競争性のある契約の調達全体に占める割合は、件数・金額ともに平成 30 年以降において最も高い割合になっている。

競争性のない契約の主な要因は、システムの保守、せり買い、特殊設備の保守修理等についてであり、製造元でなければ対応ができないもの、特定の血統をもつ動物をせり買いすること等によるものであるが、事前に契約審査委員会を開催し、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を行ったところである。

表 1 令和 7 年度の家畜改良センターの調達全体像（単位：件、億円）

	令和 6 年度		令和 7 年度		比較増△減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争入札等	(91.4%) 234	(96.4%) 25.38	(95.2%) 198	(97.1%) 18.34	(△15.4%) △36	(△27.7%) △7.04
企画競争・公募	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0	(0%) 0
競争性のある契約（小計）	(91.4%) 234	(96.4%) 25.38	(95.2%) 198	(97.1%) 18.34	(△15.4%) △36	(△27.7%) △7.04
競争性のない随意契約	(8.6%) 22	(3.6%) 0.96	(4.8%) 10	(2.9%) 0.55	(△54.5%) △12	(△42.7%) △0.41
合 計	(100%) 256	(100%) 26.34	(100%) 208	(100%) 18.89	(△18.8%) △48	(△28.3%) △7.45

（注 1） 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

（注 2） 比較増△減の（ ）書きは、令和 7 年度の対令和 6 年度増減率である。

（2）家畜改良センターにおける令和 7 年度の一者応札・応募の状況は、表 2 のようになっており、契約件数は 67 件（34.2%）、契約金額は 8.69 億円（47.5%）である。

令和 6 年度と比較して、一者応札・応募による契約の割合が件数は 8 件減（10.7%の減）、金額は 4.40 億円減（33.6%の減）となっている。一者応札・応募については、原因の把握及び分析を行い、さらなる改善を行う。

表2 令和7年度の家畜改良センターの一者応札・応募状況 (単位：件、億円)

		令和6年度	令和7年度	比較増△減
2者以上	件数	154 (67.2%)	129 (65.8%)	△25 (△16.2%)
	金額	10.56 (44.7%)	9.60 (52.5%)	△0.96 (△9.1%)
1者以下	件数	75 (32.8%)	67 (34.2%)	△8 (△10.7%)
	金額	13.09 (55.3%)	8.69 (47.5%)	△4.40 (△33.6%)
合 計	件数	229 (100%)	196 (100%)	△33 (△14.4%)
	金額	23.65 (100%)	18.29 (100%)	△5.36 (△22.7%)

(注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。

(注2) 合計欄は、競争契約（一般競争、指名競争、企画競争、公募）を行った計数である。

(注3) 比較増△減の（ ）書きは、令和7年度の対令和6年度増減率である。

(注4) 表1の「競争性のある契約」の件数、金額には不落随意契約（令和6年度5件、1.73億円
令和7年度2件、0.05億円）を含むが、表2には含まないため、係数は一致しない。

2. 重点的に取り組む分野（【 】は評価指標）

上記1の現状分析等を含め総合的な検討を行った結果、以下の適正な契約関係と事務の効率化等の各分野について、それぞれの状況に即した調達の改善及び事務処理の効率化に努めることとする。

(1) 適正な契約と事務の効率化

適正な契約及び事務の効率化について検証を行い、その結果必要であれば規程を改正するなど、より一層の適正化・効率化を進める。【検証内容を契約監視委員会に報告】

(2) 一者応札解消の方向性

調達を行うにあたっては、競争性のある契約に占める一者応札の割合を抑制するよう取組を推進するものとする。【一者応札・応募の割合の低減に関する取組の実行】

具体的には、①～④を基本とする取組を積極的に行うこととする。

- ① 入札準備の早期化及び準備段階で各業者から情報収集（入札資格要件を含む）を積極的に行い、業務の品質確保を図りつつ、多くの業者が入札に参加可能となるよう必要最低限の仕様書の作成を行う。
- ② 公告期間を十分に確保し、かつ余裕をもった納期設定とする。
- ③ より多くの事業者が応札できるよう入札情報のPRに努める。
- ④ インターネットによる情報収集、各牧場間の情報交換等により、潜在的な応札者の発掘を行う。

(3) 価格転嫁・取引の適正化等

官公需法に基づき、受注者における適切な価格転嫁が確保されるよう取り組み、公正な取引環境の整備及び安定的な履行の確保を通じて、調達の適切な実施を図るなど、受注者における適切な価格転嫁及び取引適正化に努める。【受注者からの価格改定の申出に対する協議数及び変更契約数】

(4) P F I 事業の活用

施設の整備・管理・運営に係る調達については、PFI 等の活用が想定される具体的な案件はないが、今後の調達内容や事業特性を踏まえ、政府における「PPP／PFI 推進アクションプラン」等を踏まえつつ、必要に応じて活用可能性の検討を行う。【P F I 事業活用の検討】

3. 調達に関するガバナンスの徹底（【 】は評価指標）

(1) 新たな随意契約に関する内部統制の確立

新たな随意契約を締結することとなる案件（工事 400 万円以上、物品の購入 300 万円以上、役務 200 万円以上）については、事前に契約審査委員会を開催し、契約事務取扱規程における「随意契約によることができる事由」との整合性や、より競争性のある調達手続の実施の可否の観点から審査を受けるものとする。【契約審査委員会における事前審査実施率：100%】

(2) 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

- ① 会議、研修の場あるいは文書等により、機会あるごとに不祥事発生の未然防止・再発防止について周知を行う。【年 4 回以上実施】
- ② 公的研究費の適正執行のため e-ラーニングシステムによる研究公正研修を実施し、適正な調達ルール の浸透を図るとともに、コンプライアンス推進のための e ラーニング学習を実施する。【e ラーニング研修の実施】

4. 自己評価の実施

調達等合理化計画の自己評価については、各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の一環として、年度終了後に実施し、自己評価結果を主務大臣に報告し、主務大臣の評価を受ける。主務大臣による評価結果を踏まえ、その後の調達等合理化計画の改定・策定等に反映させるものとする。

5. 推進体制

(1) 推進体制

本計画に定める各事項を着実に実施するため、総務担当理事を総括責任者とする以下の体制により調達等合理化に取り組むものとする。

総括責任者	総務担当理事
副総括責任者	総務部長
メンバー	コンプライアンス推進室長、総務課長、会計課長、管財課長

(2) 契約監視委員会

監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会は、当計画の策定及び自己評価の際の点検を行うとともに、新規の随意契約や一者応札・応募案件についての改善の可否に該当する個々の契約案件の事後点検を行い、その審議概要を公表する。

6. その他

調達等合理化計画及び自己評価結果等については、家畜改良センターのホームページにて公表するものとする。

また、肥飼料等の生産資材や機材などの需給の逼迫により、入札による調達が困難となった場合には、業務の継続を確保する観点から、必要やむを得ない範囲での随意契約を検討する。

なお、計画の進捗状況を踏まえ、新たな取組の追加等があった場合には、調達等合理化計画の改定を行うものとする。